法人名		港湾貨物運送事業労働災害 防止協会	担当部局·担当課室	労働基準局安全衛生部 計画課 機構・団体管理室				
			評価実施時期	令和4年3月				
根拠法令等		労働災害防止団体法 (昭和 39 年法律第 118 号) 法人類型 特別民間法人 第 8 条、第 36 条						
法人概要		○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措 置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団 体法に基づき設立された。						
法人の事務・事 業の内容		○事務・事業の内容① 労働災害防止規程の設定② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助						
		【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 ④ 労働者の技能に関する講習 ⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ⑥ 調査及び広報 ⑦ ③~⑥の業務に付帯する業務						
法人の事務・事業の目的		港湾貨物運送事業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、港湾貨物運送事業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。						
	関連する							
	【指標の目標値等】 ※第 13 次労働災害防止計画(2018 年度~2022 年度)(以下「第 13 次防」という。)による。 ・死亡災害については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少。 ・死傷災害(休業4日以上の労働災害)については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較て、2022 年までに 5 %以上減少。							
法人の事務・事 業の実績等		○実績(令和3年度) ① 港湾貨物運送事業労働災害防止規程の変更 港湾における荷役作業の変化、労働安全衛生法令(昭和47年法律第57号・ 政令第318号・労働省令第32号)等の改正に対応するため、労働災害防止規程 について、令和3年8月2日に厚生労働大臣の認可を受けて変更し、同年10月 31日から適用した。また、同規程集及び解説書を作成し、会員に周知した。						

- ┃② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助
 - ・パトロール指導、個別事業場に対する指導、集団指導等: 合計 758 回(延べ 1,904 事業場、 10,711 名) 実施
- ③ 機械及び器具についての試験及び検査 一 (該当事業なし)
- ④ 労働者の技能に関する講習・各種教育
 - ·各総支部:合計年間 219 回(参加者数 3,357 名) 実施
 - ・本部 経営者、管理者向けの安全衛生関係のセミナー等 : 年間 16 回 (参加者数 483 名) 実施
- ⑤ 情報及び資料の収集及び提供
 - ・ホームページを利用した「ヒヤリハット事例」や「労働災害情報データ」 の提供
 - ・各種図書等の刊行頒布 (各種テキスト、「STOP!熱中症」、「転倒災害防止」の冊子、「雇入れ時安全衛生研修資料」など)
- ⑥ 調査及び広報
 - 会員事業場で発生した災害の報告を集計・分析。
 - ・機関誌「港湾災防」(4,100 部)を毎月発行。
 - ・安全衛生強調運動の展開(指差呼称強調月間、港湾労働安全強調期間、 港湾労働衛生強調月間、年末年始港湾部災害強調期間)
- ⑦ ③~⑥の業務に付帯する業務
 - ・④~⑥に係る会員に対する安全衛生活動を行うための情報収集等
 - ・港湾関係団体と連携した活動の展開
- ○事業収入(令和3年度)
- ① 労働災害防止規程の設定

_

- ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助・127,892 千円
- ③ 機械及び器具についての試験及び検査

- ④ 労働者の技能に関する講習
 - 107, 745 千円
- ⑤ 情報及び資料の収集及び提供
 - 36,063 千円
- ⑥ 調査及び広報
 - •31,535 千円
- ⑦ ③~⑥の業務に附帯する業務
 - 229,538 千円

国からの補助金 等

別紙のとおり

法人の事務・ 事業の見直し状 況(これまでの 検証) 港湾貨物運送業においては、荷役の機械化、荷のコンテナ化などに伴い、労働者数も減少していることから、災害件数は減少傾向にある。しかし、事故の型別をみると、重篤な災害につながりやすい「墜落・転落災害」、「(特に荷や車両系荷役機械との) はさまれ・巻き込まれ災害」が半数近くを占めるなど、労働災害防止の推進が引き続き必要である。

また、港湾荷役作業は、船舶内や港湾の岸壁・上屋等において行われるが、これらの施設設備は、作業を行う事業者の管理下にないことから、労働災害防止のためには、関係する船主、港湾管理者等の協力が不可欠である。

このような状況においては、関係する団体との密接な連携の下、また、港湾荷役作業及び荷役機械の変化に伴う継続的かつ効果的な労働災害防止活動を行うことが必要である。法人の事務等については、「労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会」(平成23年11月21日)にて、各項目に対し以下の指摘を受け、平成29年度以降も継続的に見直しを実施している。

【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。

- →主な取組状況
- ・理事数の削減等、理事の在り方について検討した結果、理事数の削減に代わる措置として、実務責任者で構成する業務委員会において、緊急の課題に迅速に対処することとした。毎年度10月及び3月に定期的に開催するとともに、緊急の課題に対しては、臨時に開催(主要港督励巡視の在り方:令和元年10月)している。
- 【支部】各業種別労働災害防止団体は、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。
- →主な取組状況
- ・定期業務報告、経理状況報告等の都度、必要に応じ、本部より該当支部に対して個別指導を行った。
- ・定期報告に基づき、年2回書面、通信指導を実施した。また、総支部・支部 事務局主管者会議等を開催した。
- ・数年サイクルで全総支部を対象として監査を実施するとともに、年1回、総 支部・支部経理等事務担当者会議を開催した。
- 【会費】会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリット を実感できる仕組みの構築を検討する。
- →主な取組状況
- ・会費等収入に基づく協会事業の実施内容を総代会に報告し、全会員に事業計画を送付するとともに、毎月、全会員に対し協会機関誌にて事業活動状況等を周知した。
- ・全会員を対象に協会の事業についてのアンケートを実施し、その結果を会員 事業場に周知した。
- ・外部有識者及び会員事業場の代表より構成される評価委員会による、協会事業全般に関する評価を受け、その結果について会員事業場に周知した。
- ・上記協会事業の評価をホームページで会員向けに公表した。

【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

- →主な取組状況
- ・競争入札の徹底、事務経費の節約等により業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を継続した。
- ・外部有識者等で構成される契約監視委員会を毎年開催した。

【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にHP等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・会員に対してアンケート調査を実施し、年度事業計画に反映した。
- ・労働災害削減目標を策定し、各総支部に周知した。また、支部から、死亡災害は発生の都度、休業4日以上の災害は四半期毎に報告を求めるとともに、その結果は、機関誌に掲載し会員に周知した。
- ・年間事業計画の策定にあたっては、各総支部の意見を聴取し、各総支部、支 部では、本部策定の年間事業計画を踏まえつつ、各地域の実情に合わせ事業 計画を自主的に策定している。
- ・PDCAサイクルによる事業実施を行い、外部有識者等により構成される評価委員会による事業評価を受け、その結果を次年度の事業計画の策定に反映するとともに、評価結果を会員事業場に周知した。

【労働災害防止規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況 を定期的に把握するとともに、その遵守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・港湾の作業内容の変化や労働安全衛生関係法令の改正に対応するため、労働 災害防止規程を変更し、令和3年10月31日から適用した。
- ・変更後の労働災害防止規程について、解説書等を作成し、作業現場パトロール等の機会を通じて周知した。

【安全衛生調査研究活動】各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関と労働災害防止に関する情報の共有化を図る。

(独) 労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労働災害防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

- ・安全衛生管理監督者を対象としたセミナーで、(独)安衛研の研究者による 研究者の視点からの講演を行った。
- ・港湾荷役作業において使用されているリーチスタッカーについて、実地調査、通信調査を行い、「リーチスタッカーの実態調査報告書」及び「リーチスタッカーの安全作業マニュアル」を作成し、会員に対して周知した。このほか、「転倒災害事例と防止対策」、「雇入れ時安全衛生研修資料」等、労働災害防止活動用の資料を作成し、会員に配布した。
- ・協会HP上に、労働災害情報及びヒヤリハット事例のデータベースを作成し、公表した。

法人の事務・事 業の必要性等・ 有効性

●事務・事業の必要性

団体設立の根拠法令である労働災害防止団体法は、労働災害の防止を効率的に 推進するため、国の行う監督指導に併せて、労働者の安全衛生について直接の責 任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとし て、昭和39年に施行された。

この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各業種別労働災害防止団体が、昭和39年に設立された。

港湾貨物運送業においては、労働者の減少に伴い、労働災害件数そのものは、 死亡災害、死傷災害(休業4日以上)いずれも減少傾向にあるが、事故の型別を みると、重篤な労働災害につながる「墜落・転落災害」、「(特に荷や車両系荷役機 械との)はさまれ・巻き込まれ災害」が半数近くを占めている。

このような現状においては、今後も団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えられる。

●事務・事業の妥当性

労働災害防止団体は、目下の課題である労働災害防止対策を推進する上で、労働者の安全衛生に対し直接的な責任を有する事業者に対し、国の行う監督指導に加えて自主的な労働災害防止活動への取組を促進させる目的があり、その存在意義は現在も失われていないと考えられる。

●事務・事業の有効性

経営基盤が脆弱な中小企業等が多数である港湾貨物運送業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、かつ、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分ではない。

したがって、安全管理士・衛生管理士を中心とした、労働災害発生事例の分析、周知等といった取組は、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策に貢献しているものと考えられる。

法人の事務・事 業の執行体制の 適格性

●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性

労働災害防止団体が該当する「特別の法律に基づく民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定・平成18年8月15日一部改正)において、その基準の対象を「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人を対象とする。」と定められている。

労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を 行うこととされており、団体に対しては、指導監督基準等に則って指導を行う。 なお、最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により、「総代会」と 規定されている。

ディスクロージャーには、法人が公表する項目に加え、所管官庁がさらにこれらに関する情報について公開することとなっている。

「会計基準」には、企業会計原則その他法人の特性に応じ、一般的かつ標準的な会計基準となっている。

●法人の事務・事業実施主体としての適格性

労働災害防止団体は、事業主による自主的な安全衛生活動を促進させることを 目的として組織されており、その活動が労働災害発生防止に対し実効性を期すた めに、労働災害防止団体法により、その活動の内容を定めているところである。

例えば、団体会員の自主規制である「労働災害防止規程」を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に遵守義務を課しているところである。

よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定め、これを遵守させるための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。労働災害防止団体の活動は、前述のとおり事業主による自主的な活動を促進されることを目的としたものであることから、本来ならば国が行う事業として独立行政法人に移行することになじまない。

団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下 に置いた場合、事業主の自主性による、柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐 れもある。 なお、独立行政法人は、最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主 の自主的活動を促進するという団体の目的、性格にもなじまない形態である。 以上の観点から、特別の法律に基づく民間法人が、最も適格な運営形態である と考えられる。 「社会復帰促進等事業に関する検討会」、「指導監督基準」、団体における厚生労 政策効果の把握 働省補助事業への取組状況に係る報告(補助金交付申請・実績報告等)を通じ の手法及びその て、事務・事業の必要性・有効性や、執行体制を確認している。 結果 学識経験を有す 特になし。 る者の知見の活 用に関する事項 政策評価を行う 特になし。 過程において使 用した資料その 他の情報に関す る事項 評価結果の総括 政策目標に係る指標の目標とした第13次防においては、計画の目標を、 ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上 (現状分析(事 務・事業の評 価)と今後の方 ・死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、 死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少 向性) と定めているところである。 労働災害は長期的には減少傾向にあり、港湾貨物運送業においても傾向は等し く、労働者の減少に伴って、死亡災害、死傷災害(休業4日以上)いずれも労働 災害発生件数は減少傾向にある。 しかし、事故の型別をみると、重篤な労働災害につながる「墜落・転落災害」、 「(特に荷や車両系荷役機械との) はさまれ・巻き込まれ災害」が半数近くを占め ている状況下である。 また、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、紛争の長期化によ り、世界各地の輸出入の状況が大きく変化し、需給面にも大きな影響を及ぼして いることから、港湾貨物運送業を取り巻く状況は、厳しさを増している。 このように、労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体 は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の 労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教 育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。 今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害 防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつ つ、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとした 団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する 「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策 への取組等を引き続き行うこととしたい。 備考

〇事務・事業の構造等(令和3年度)

	事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・ 事業の根拠となる法律、閣議決定、計画 等の内容	支出額	収入額(百万円)				公益法人等への支出	
			(令和3年度決 算)				和3年度決算)		(令和3年度)
			(百万円)			訳(名称)	(額)	法人名	額
	な事項 ・パトロール指導 ・個別事業場に対する指導、集団指導 ② <根拠法令等>	0.7 %	128	合計		安全衛生管理活動	128	_	_
						労働災害特別活動 経費	31	_	
		②〈根拠法令等〉 労働災害防止団体法36条第1項第2号				集団指導経費及び 個別指導経費	83	_	_
					自己収入	会費収入	11	_	_
			合訂	合計		108	_	_	
事務・事業の		①労働者の技能に関する講習 ・各総支部において実施 ・本部において、経営者、管理者向けの安 全衛生関係セミナーを実施 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第2号	68 (人件費除く)		国費	-	_	-	-
					自己収入	事業収入	108	-	_
構造		①情報及び仕様の収集及び提供	35 (人件費除く)	合計			36	_	_
道等(令和3年度)		①情報及び11年の収集及び提供 ・「港湾安全衛生管理必携」を作成 ・安全衛生の各種対策、労働災害の状況、 安全の見える化等について情報提供 ・各種図書の刊行頒布 ・ホームページ等による情報提供 ②く根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第3号		5	国費	-	-	-	-
					自己収入	事業収入	36	_	_
				合訂	} 計		32	_	_
		①調査研究及び広報・普及 ・会員事業場における災害の集計・分析 ・機関紙の発行 ②<根拠また。	18 (人件費除く)		国費	-	_	-	-
		労働災害防止団体法36条第2項第4号			自己収入	事業収入	32	_	
				合言	合 計		230	_	
	①上記の業務に付帯する業務 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第5号	234 (人件費含む)		国費	_	-	-	_	
				自己収入	入収費会事業外収入ほか	199 31	_	_	

[※] 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

〇国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況 (特別会計別内訳) 〈令和3年度決算合計〉

		合計						
		口前	労働保険特別会計					
特	別会計 法人合計(百万円)	117	117					
	(補助事業) 労働災害防止対策費	117	117					

[※] 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。